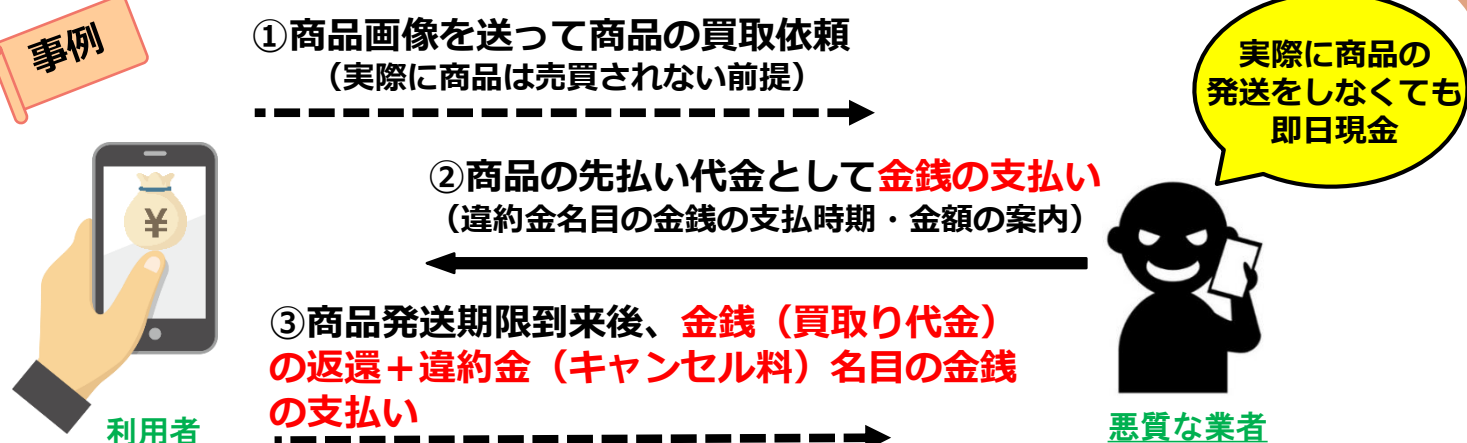


商品の買取りをうたって高額な違約金を請求する悪質な業者にご注意ください！

高額な違約金（キャンセル料）を支払う前提で、商品買取業者からお金を受け取っていませんか？
そのお金、ヤミ金融からの借金かもしれません！

いわゆる「先払い買取」現金化に要注意！

事例



特徴 1 商品売買（※1）を装っているが、契約の解除（キャンセル）を前提としている。（※2）

特徴 2 違約金（キャンセル料）名目の金銭が高額。

（※1）ネット上の商品（スマホ、ゲーム機等）の画像など、利用者の手元にはない商品を対象とすることが多い。また、業者側から商品画像が提供されることもある。

（※2）業者は実際に商品を買取するつもりはないため、対象の商品の価値に関心はなく、契約に当たっては、主として利用者の収入等による審査が行われる。

- ▶ 後々の高額な違約金（キャンセル料）名目の金銭の支払いにより、かえって生活が悪化し、多重債務に陥る危険性があります。
- ▶ 取引で提供した個人情報が悪用されたり、ネット上でさらされるなど、トラブルや犯罪に巻き込まれる危険性があります。

⚠商品売買を装っていても、その経済的な実態が貸付けであり、業として行う場合には、貸金業に該当するおそれ（※）があります。

（※）個別具体的な実態を踏まえて判断する必要があります。

貸金業登録を受けずに貸金業を営む者は、違法なヤミ金融業者（罰則の対象）です。（10年以下の懲役もしくは3,000万円以下の罰金またはその併科（貸金業法第47条第2号））

ご連絡・お問合せ先

怪しい業者に関する相談窓口

金融庁

金融サービス利用者相談室

受付時間：平日10:00～17:00

■ 0570-016811

03-5251-6811（IP電話からの場合）

警察

■ #9110

（各都道府県警察相談ダイヤル）

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター

受付時間：9:00～17:00

（土・日・祝休日・12/29～1/4を除く）

■ 0570-051051

03-5739-3861（IP電話からの場合）

消費生活相談窓口

消費者ホットライン

■ 188（いやや!）（全国共通電話）

※最寄りの消費生活相談窓口へご案内します

財務局の相談窓口

■北海道財務局 011-807-5145

■東北財務局 022-721-7078

■関東財務局 048-600-1151

■北陸財務局 076-220-6721

■東海財務局 052-951-9620

■近畿財務局 06-6949-6259

■中国財務局 082-221-1552

■四国財務局 087-811-7801

■九州財務局 096-206-9763

■福岡財務支局 092-411-7297

■沖縄総合事務局 098-866-0095